

アルコール健康障害対策推進基本計画【第2期（令和3年度～令和7年度）】

令和3年3月26日閣議決定

1. 基本理念

- アルコール健康障害の発生・進行・再発の各段階での防止対策を適切に実施
- アルコール健康障害の本人・家族が日常生活・社会生活を円滑に営むことを支援
- 関連して生ずる飲酒運転、暴力、虐待、自殺等に係る施策との有機的な連携

2. 重点課題

アルコール健康障害の発生予防

進行予防

再発予防

重点課題

- 飲酒に伴うリスクの知識の普及
- 不適切飲酒を防止する社会づくり

- 本人・家族がより円滑に支援に結びつくように、切れ目のない支援体制（相談⇒治療⇒回復支援）の整備

<p>重点目標</p> <p>①生活習慣病リスクを高める量^(※)の飲酒者の減少 <small>※純アルコール摂取量/日 男性40g以上, 女性20g以上</small> 男性 15.3% (H22) → 14.9% (R1) → 13.0% (目標) 女性 7.5% (H22) → 9.1% (R1) → 6.4% (目標)</p> <p>②20歳未満の者・妊娠中の者の飲酒をなくす</p> <p>高3男子 21.7% (H22) → 10.7% (H29) → 0% (目標) 高3女子 19.9% (H22) → 8.1% (H29) → 0% (目標) 妊娠中 8.7% (H22) → 1.2% (H29) → 0% (目標)</p> <p>○問題飲酒者の割合 (現状) 男性: 21.4% 女性: 4.5% (H30) <small>※アルコール使用障害簡易スクリーニングテスト(AUDIT) 8点以上</small></p> <p>○一時多量飲酒者の割合 (現状) 男性: 32.3% 女性: 8.4% (H30) <small>※過去30日間で一度に純アルコール60g以上飲酒</small></p> <p>関連指標</p>	<p>基本計画【第1期】の目標</p> <p>継続</p>	<p>○アルコール依存症が疑われる者数【推計】と受診者数の乖離 (いわゆる治療ギャップ)</p> <p>(現状) 受診者数(NDBベース) 外来10.2万人、入院2.8万人 (H29) 生涯経験者【推計】 54万人(H30) 依存症が疑われる者(AUDIT15点以上)【推計】 303万人(H30) など</p>	<p>基本計画【第1期】の目標</p> <p>全都道府県に相談拠点・専門医療機関を整備(概ね達成見込み)</p> <p>改定</p> <p>③関係機関の連携のため、都道府県等で連携会議の設置・定期開催</p> <p>相談拠点 ↔ 医療機関 ↔ 自助グループ等</p> <p>④アルコール依存症への正しい知識を持つ者の割合の継続的向上 (現状) アルコール依存症のイメージ (H28 内閣府世論調査) <small>・本人の意思が弱いだけでなく、性格的な問題である(43.7%) 等</small> ※治療に結びつきにくい社会的背景の1つに、依存症への誤解・偏見</p> <p>⑤アルコール健康障害事例の継続的な減少 (現状) アルコール性肝疾患 患者数 3.7万人(H29患者調査)、死亡者数 0.5万人(R1)</p>
<p>2</p>			

3. 基本的施策

※下線は基本計画[第1期]からの主な変更箇所

①教育の振興等

- ・小中高、大学等における飲酒に伴うリスク等の教育の推進
- ・職場教育の推進（運輸業の乗務員等）
- ・年齢、性別、体質等に応じた「飲酒ガイドライン」（普及啓発資料）作成
- ・女性、高齢者などの特性に応じた啓発
- ・アルコール依存症に関する正しい知識の啓発 等

②不適切な飲酒の誘引の防止

- ・酒類業界による広告・宣伝の自主基準の遵守・必要に応じた改定
- ・酒類の容器へのアルコール量表示の検討
- ・酒類販売管理研修の定期受講の促進
- ・20歳未満の者への酒類販売・提供禁止の徹底 等

③健康診断及び保健指導

- ・健診・保健指導でのアルコール健康障害の早期発見・介入の推進
- ・地域の先進事例を含む早期介入ガイドラインの作成・周知
- ・保健師等の対応力向上のための講習会の実施
- ・産業保健スタッフへの研修等による職域での対応促進 等

④アルコール健康障害に係る医療の充実等

- ・**アルコール健康障害の早期発見・介入のため、一般の医療従事者（内科、救急等）向けの研修プログラムの普及**

- ・専門医療機関と地域の精神科等の連携促進等により、より身近な場所での切れ目のない医療提供体制の構築

- ・**一般医療での早期発見・介入、「専門医療機関での治療」から「自助グループ」等での回復支援」に至る連携体制の推進**

- ・アルコール依存症の治療法の研究開発 等

⑤アルコール健康障害に関連して飲酒運転等をした者に対する指導等

- ・飲酒運転、暴力、虐待、自殺未遂等を行い、依存症等が疑われる者を治療等につなぐ取組の推進

⑥相談支援等

- ・地域の相談拠点を幅広く周知
- ・定期的な連携会議の開催等により、地域における関係機関（行政、医療機関、自助グループ等）の連携体制の構築
- ・相談支援を行う者の対応力向上に向けた研修等の実施
- ・依存症者や家族に対する支援プログラムの実施
- ・災害や感染症流行時における相談支援の強化 等

⑦社会復帰の支援

- ・アルコール依存症者の復職・再就職の促進
- ・治療と就労の両立を支援する産業保健スタッフ等の育成・確保
- ・依存症からの回復支援に向けた自助グループ、回復支援施設の活用促進 等

⑧民間団体の活動に対する支援

- ・自助グループの活動や立ち上げ支援
- ・感染症対策等の観点で、オンラインミーティング活動の支援
- ・相談支援等において、自助グループ等を地域の社会資源として活用

⑨人材の確保等 ⑩調査研究の推進等

- 基本的施策①～⑧に掲げる該当項目を再掲